

2021年（令和3年）8月20日

大阪府警察本部長 殿

大阪弁護士会

会長 田中 宏

## 要 望 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済処置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり要望します。

### 第1 要望の趣旨

大阪府警察において、被収容者に対する飲料水の供給について、以下のとおり要望する。

- ① 管内の警察署の留置施設において、全ての被収容者に適用される明確な最低限度の給水基準を設けるとともに、各被収容者について、給水を行った各時刻・各給水量を記録することや、一定時刻に一定量の給水を行うことなど、上記給水量を確保するための方策を検討すること。
- ② 被収容者からの給水の求めには原則として応じるものとし、応じなかった場合は、被収容者が給水を要望した時刻及び給水を行わなかった理由を記録すること。

### 第2 要望の理由

#### 1 認定した事実

- (1) 申立人は、2018年（平成30年）6月29日午前3時50分、窃盗の被疑事実で逮捕され、同年7月17日午後4時26分まで大阪府警西成警察

署に留置された。

その留置期間中である①同年6月29日午後7時44分から同年7月2日午後7時44分までの間、及び②同年7月14日午後6時26分から同年7月17日午後4時26分までの間、申立人は、同警察署の保護室に収容された。

同留置施設内は、全館空調で管理されており、保護室も含め、摂氏28度になるよう設定されていたとされている。但し、あくまで全館空調の設定温度によるものであり、被収容者の各収容室における室温が実際に何度であったかは不明である。

- (2) 上記②の期間中である同年7月16日、食事の際も含め、午前8時00分頃、午後0時00分頃、午後4時00分頃、及び午後10時43分の合計4回、各コップ1杯（容量300ml）のお茶が申立人に供給された。

また、同年7月17日、食事の際も含め、午前8時00分頃、午前11時46分、及び午後0時00分頃の合計3回、各コップ1杯（容量300ml）のお茶が申立人に供給された。

申立人は、保護室収容中、たびたび、喉の渇きを感じていたため、同年7月16日、7月17日のいずれの食事の際も、後で喉が渇くと困ると考え、お茶を1杯ずつおかわりしている。

なお、食事以外の際に、申立人は、給水を求めたが拒絶されたと主張しているのに対し、同警察署側は、被収容者からの求めがあれば応じるようにしている旨を主張しており、この点について明確な事実認定はできなかった。

- (3) 被収容者に対する給水時間及び給水量が記録されるのは、保護室収容中の被収容者について事実上行われるのみであり、食事の際の給水は記録されない。また、保護室に収容されていない被収容者については給水時間及び給水量が一切記録されない。これらの取扱いは、被収容者に対する給水に関する基準及び給水を記録する規定がないためである。

## 2 当会の判断

### (1) 水を得る権利について

2002年11月、国連の経済的・社会的・文化的権利委員会は、十分な量の清潔な個人・家庭用水に対するアクセスが、すべての人々の基本的人権であることを確認した。それに先だって、同委員会は、1966年の「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」第11条および第12条に関する一般的コメント第15号で、「水を得る人権は人間らしい生活を送るために不可欠である。それは他の人権を実現する前提条件である」と指摘している。

人の生命身体の維持において水分は必要不可欠なものであり、国際連合決議である被拘禁者処遇最低基準規則 (Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners) は、その20条(2)において「飲料水は、被拘禁者が必要とするときはいつでも、すべての被拘禁者に対して利用させなければならない」と規定し、被拘禁者の処遇改善に対する各国の不断の努力を促している。

このように、水を得る権利は、すべての人々の基本的人権であり、それは、収容施設における被収容者に対しても、適切な給水を行うというかたちで実現されるべきである。生存そのものに必要不可欠であり個人の尊厳に深くかわるものである点で、生命、自由及び幸福追求に対する権利（日本国憲法13条）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権（日本国憲法25条）に根拠を求めることができる。

### (2) 申立人に対する給水量

食事の際に食物から摂取されるものとは別に、飲むことで摂取すべき水分量は、成人において1日約1200ml以上という一般的知見がある。

2018年（平成30年）7月16日及び7月17日、申立人に供給された水分量は、食物から摂取されるもの及び申立人がおかわりしたお茶を除き、コ

ップ（容量300ml）4杯分又は3杯分である。

この300mlという容量は、当該コップ満杯の容量であるところ、300mlのコップに注がれたお茶の量は、多くても200ml程の量しかない。そうなる  
と、申立人に供給された水分量は、同年7月16日が $200\text{ml} \times 4 = 800\text{ml}$ 、同年7月17日が $200\text{ml} \times 3 = 600\text{ml}$ となり、いずれも前記1200mlにはほど遠い。

この点、同年7月16日については、申立人が食事の際にお茶のおかわりをする  
ことにより、 $800\text{ml} + 200\text{ml} \times 3 = 1400\text{ml}$ と、前記1200mlを超えており、また、同年7月17日については、同日、申立人が釈放されている  
ことから事なきを得ている。しかし、そうした事情がなければ、施設から供給された水分量だけでは、飲むことで摂取すべきとされる水分量を明らかに  
満たしていなかったものであり、夏季でもあったから、熱中症等により、申立人の生命・身体が害されるおそれがあったことは否定できない。

### (3) 給水基準の必要性等

今後も、施設から供給される水分量が1日約1200mlを下回る状況のもと  
で、被収容者が追加の給水を要望することがなければ、被収容者の生命・  
身体に重大な被害を発生させる恐れがある。また、本件において、申立人の  
給水の求めが拒絶されたかどうかは不明であるが、前述した水を得る権利の  
重要性に鑑みれば、収容施設においては、やむを得ない理由がない限り、被  
収容者の給水の要望を拒否すべきではない。

したがって、大阪府警察管内の警察署において、以下のとおりの対応を行  
うことが相当であると考える。

① 管内の警察署の留置施設において、全ての被収容者に適用される明確な最  
低限度の給水基準を設けること。

また、上記最低限度の給水が現実に確保されるようにするため、各被収容  
者について、給水を行った各時刻・各給水量を記録することや、一定時刻に

一定量の給水を行うことなどの方策を検討すること。

② 被収容者からの給水の求めには原則として応じるものとし、被収容者からの給水の求めに応じなかった場合は、被収容者が給水を要望した時刻及び給水を行わなかった理由を記録すること。

### 第3 結語

以上により、当会は、貴本部に対し、前記要望の趣旨記載のとおり要望する。

以 上